

令和4年4月1日

## みえ得トラベルクーポン利用時におけるワクチン接種歴等の確認について

令和4年4月以降、「みえ得トラベルクーポン」の利用に際しては、感染拡大を防止し、より安全・安心に旅行いただく観点から、旅行開始日時点で有効な「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」の提示が必要となります。

### ●旅行者（三重県民）の対応

☆当クーポンを利用する場合は、旅行者全員に対し旅行申込時、旅行開始時、宿泊施設でのチェックイン時のいずれかにおいて「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」の提示及び本人確認のための身分証明書等の提示が必要となります。条件を満たさない場合は、割引が受けられません。

※健康上の理由などによりワクチン接種を受けられない方は、薬局等において無料で検査を受けることができます。検査実施場所の一覧については、以下をご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm>

※12歳未満の方については、同居する親等の監護者同伴により、検査が不要となります（健康保険証等の親子関係等を証明する書類をお持ちください）。

#### A. 県内旅行会社の窓口でお申込みの場合

申込時に、ワクチン接種歴（2回目接種から14日以上経過）が確認できる原本又は画像や写し等〔旅行開始日が有効期間に含まれる場合、検査結果の陰性を示すもの（検査結果通知書）でも可能〕を提示します。本人確認を行うため、必ず身分証明書をお持ちください。

<県内旅行会社への申込時に、ワクチン接種歴等を提示しなかった場合>

旅行開始日までにワクチン接種歴（2回目接種から14日以上経過）が確認できる原本又は画像や写し等もしくは検査結果の陰性を示すもの（検査結果通知書※1）を旅行会社職員に提示する必要があります（申込時に提示しなかった旅行者全員について必要）。なお、旅行者全員の本人確認を行うため、必ず身分証明書をお持ちください。

#### （※1）検査結果通知書

検査結果通知書には、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されていることが必要です。

（参考）以下の通り、検査方法によって有効期限が異なります。なお、旅行開始日時点において、有効期間内である検査結果通知書が必要となります。

○新型コロナワクチン接種証明書の場合

⇒2回目のワクチン接種から14日以上経過しているものが有効となります。

(例: 4月1日に2回目接種した場合、4月15日以降に出発する旅行から有効)

○PCR検査、抗原定量検査の場合

⇒検体採取日から3日後までのものが有効となります。

(例: 4月7日に検体採取した場合、4月7～10日に出発する旅行で有効)

○抗原定性検査の場合

⇒検査日の翌日までのものが有効となります。

(例: 4月7日に検査した場合、4月7～8日に出発する旅行で有効)

B. インターネットでお申込みの場合 (インターネットは宿泊旅行のみを取り扱う)

①申込時に、各サイトのワクチン接種や陰性検査等に関する注意事項を十分に確認したうえでクーポンを利用してください。

②チェックイン当日にワクチン接種歴(2回目接種から14日以上経過)が確認できる原本又は画像や写し等もしくは検査結果の陰性を示すもの(検査結果通知書)を宿泊者全員分、提示してください。また、本人確認を同時に行うため、必ず宿泊者全員の身分証明書をお持ちください。

※県内旅行会社へお申込みいただく場合、有効なワクチン接種歴をお持ちの方は、ワクチン接種歴を確認できる原本又は画像や写し等を、申込時に提示することをお勧めします。

※県内旅行会社へ申込時にワクチン接種歴を提示した場合でも、ワクチン接種歴が確認できる原本又は画像や写し等を旅行に持参することをお勧めします。

※代表者のみならず同行者を含めた全員の本人確認が必要となります。必ず旅行者全員について身分証明書をお持ちください。

※12歳未満は同居する親等が同伴する場合には検査不要です。健康保険証等の親子関係等を証明する書類をお持ちください。

☆有効なワクチン接種歴や検査結果の陰性を証明できない場合

・旅行開始日、有効なワクチン接種歴(2回目接種から14日以上経過)が確認できる原本又は画像や写し等もしくは検査結果の陰性を示すもの(検査結果通知書)を提示することが出来ない場合(証明をするものを持参し忘れた等)、割引の適用が出来ません。

「ワクチン・検査パッケージ」を条件としないプランへの変更やキャンセルをすることになる旨、予めご了承ください。

※その他のプランへの変更やキャンセル料の発生等の有無については、事前に旅行会社・宿泊施設に確認の上、申し込んでください。

※陰性であることを証明できない場合に生じる各種不利益に関する補填は出来ません。予めご了承ください。

## ●事業者の対応

- ・当キャンペーンに参加する旅行業者及び宿泊事業者は、国が策定した「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に沿った取り組みを実施します。
- ・旅行業者及び宿泊事業者は、販売時の以下の内容について旅行者の同意を得ます。
  - ①ワクチンを接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。
  - ②予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に提示すること。
  - ③ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
  - ④検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
  - ⑤旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。
- ・旅行業者及び宿泊事業者は、旅行申込時、旅行開始時、宿泊のチェックイン時等に、「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」の確認及び身分証明書等による本人確認を行います。

## ●感染拡大時の対応

本県において新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化した場合、クーポンの利用制限やクーポン事業の中止や停止等を行う場合があります。